

# 令和6年度宇治市中学生カムループス市訪問団派遣事業 実施要領

## 1. 事業名称

令和6年度宇治市中学生カムループス市訪問団派遣事業

## 2. 目的

友好都市であるカナダ・カムループス市へ宇治市の中学生を派遣し、ホームステイを通じて現地青少年との親善交流をはじめ教育、文化等の研修を行う中で、国際性を持った次代を担う青少年を育成する。

## 3. 主催

宇治市・宇治市教育委員会

## 4. 事業概要

- (1) 派遣期間 令和6年7月25日(木)～7月31日(水)の7日間
- (2) 派遣先 カナダ・カムループス市、カナディアンロッキーほか
- (3) 派遣日程 7月25日(木) 宇治市役所集合  
～関西空港(又は伊丹空港)発～  
<日付変更線通過>  
～カムループス空港着～  
カムループス市滞在 <ホームステイ>  
26日(金) カムループス市滞在 <ホームステイ>  
27日(土) カムループス市滞在 <ホームステイ>  
28日(日) ～カムループス空港発～  
～カルガリー空港着～ <ホテル泊>  
29日(月) カナディアンロッキー等視察研修 <ホテル泊>  
30日(火) ～カルガリー空港発～  
<日付変更線通過>  
31日(水) ～関西空港(又は伊丹空港)着～  
宇治市役所帰着・解散
- (4) 派遣人数 最大12人(宇治市内在住中学生10人、市職員1人、中学校教諭1人)

## 5. 募集及び選考

中学生訪問団員の募集及び選考は、別に定める「訪問団員募集要領」により行うものとする。

## 6. 研修

- (1) 派遣を決定した中学生には、訪問団員としての心構えと団体生活・団体行動の基本及びカムループス市に関する知識を習得させ、事業の目的を十分に理解させるため、事前研修並びに事後研修を行うものとする。
- (2) 派遣を決定した中学生は、事前研修及び事後研修に必ず出席するものとする。

## 7. 参加負担金

中学生訪問団員は、1人あたり事業実施経費の3分の1（18万円程度の見込み。※負担金は変更となる可能性があります。旅券等取得申請費用など個人的経費は除く）を各々負担すると共に、市が指定する方法で支払うものとする。

## 8. 保険

中学生訪問団員には、市において海外旅行障害保険に加入する。

＜傷害死亡・後遺障害5千万円程度、治療・救済費用2千万円程度の民間旅行保険契約＞

## 9. 報告書の作成等

事業終了後、中学生訪問団員による帰国報告会を行うとともに、事業の概要と団員のレポート等を掲載した報告書を作成するものとする。

## 10. その他

① 旅行条件については、旅行業法、業務委託旅行社の旅行契約条件及び約款によるものとする。

② 事故、事件等の発生により、市が本事業の実施が困難と判断した場合は、これを中止する。

なお、中止に伴い取消料等の支払義務が発生した場合は、市がこれを支払うものとする。

ただし、中止の時点でパスポート取得やeTA申請等の中学生訪問団員が負担した経費があっても、市はこれを補償しないものとする。

また、中止となった場合についても、それまでに提出された書類等については返却しない。